

保護者の皆様

天城町教育委員会教育長

緊急事態宣言の延長に係る教育活動の再開について（変更）
（令和2年5月15日時点）

新型コロナウイルス感染防止策については、これまで皆様の御理解をいただきながら進めているところです。本町も教育活動を再開させ、児童生徒がいきいきと学習をしております。

さて、令和2年5月14日政府対策本部の決定により、39県の緊急事態宣言が解除されました。学校教育活動の再開については、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮しながら、段階的に児童生徒が学ぶことができる環境を整えている状況です。

そこで、今回の緊急事態宣言の解除に伴い、令和2年5月8日付けでお知らせした天教総65号の「感染防止対策と制限」の内容について一部変更を以下のとおり変更をいたします。（変更点は波線部分です。）

万全の感染症対策を講じながら段階的に通常の教育活動の再開をめざしますので、今後も保護者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 教育活動再開までの対応について

- (1) 令和2年5月7日（木）～10日（日） 休業期間（8日午前は登校日）
- (2) 令和2年5月11日（月）～24日（日） 警戒期間（通常通り。体育や部活動等一部制限有）
- (3) 令和2年5月25日（月）～31日（日） 通常期間（通常通り。教育活動の全面再開）

2 学校における感染防止対策と期限について

- (1) 休業期間中及び警戒期間までは、県外からの児童生徒及び同居する家族や親戚等がやむを得ず県外に外出する場合、もしくは既に県外に居て、同居する家族や親戚等が帰島する場合は、必ず学校にその旨を事前に連絡するようお願いいたします。そして、以下の対応に御協力ください。（～24日まで）

ア 児童生徒が県外から帰島した場合は、帰島した次の日から2週間自宅待機。

イ 児童生徒の同居する家族や親戚等が県外から帰島及び来島した場合は、帰島した次の日から1週間自宅待機。

※ 県内の移動については、制限を解きます。ただし、対策には万全を期すようお願いいたします。

- (2) 授業及び部活動等の一部活動の制限（～24日まで）
- (3) 3密状態を生じる集団活動等の制限、対面での授業や給食の制限（～31日まで）
- (4) 手洗いうがい、消毒の徹底、密になる場所でのマスク着用（～終息宣言まで「新しい生活様式」）

3 家庭における感染防止対策について

- (1) 毎朝必ず検温を行い、発熱がある場合は出席を控えさせていただきます。
- (2) 風邪のような症状がある場合は、登校前に必ず学校に連絡し、登校を相談してください。
- (3) 毎日必ず手洗い用のハンカチを持たせ、マスク着用をお願いします。

4 その他

- スポーツ少年団については、部活動に準じて活動を制限してください。（～24日まで）
- 国・県対策本部の方針及び地域の感染状況等によっては、対応を変更する場合があります。